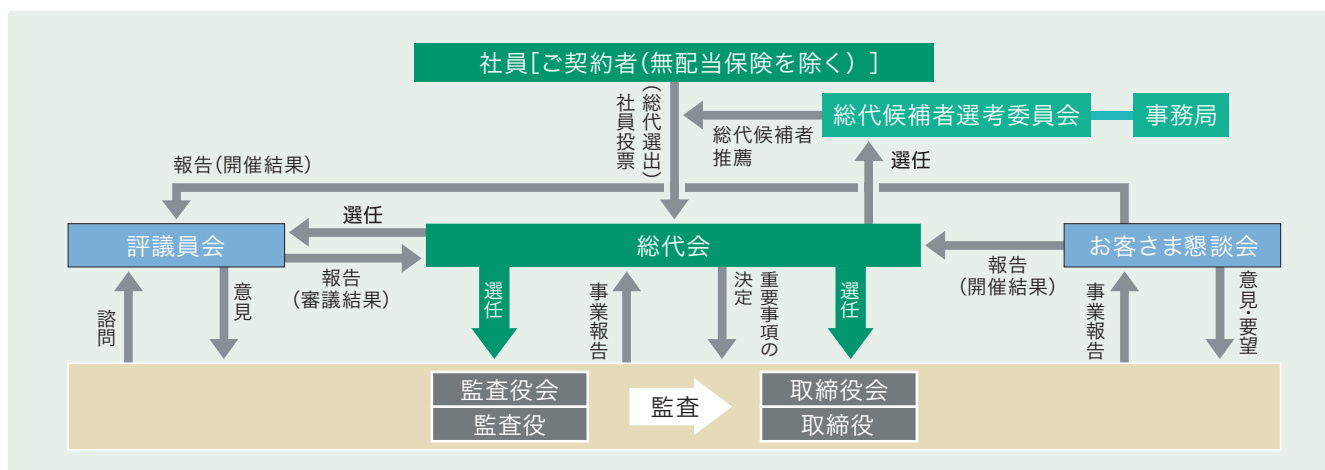


コーポレート・ガバナンス

第一生命は、相互会社という会社形態をとり、総代会・お客さま懇談会・評議員会などを設置しています。これらの態勢の充実と運営の活性化により、最大限のガバナンスが発揮されるよう努めています。

相互会社制度の運営

当社は、「社員」(ご契約者)の声を経営に適切に反映させるため、総代会の審議機能の充実、総代選出の透明性・公正性の向上、お客さま懇談会等を通じてご契約者の声を事業運営に反映させる取組み、評議員会による経営のチェック等、相互会社制度運営の充実に努めています。



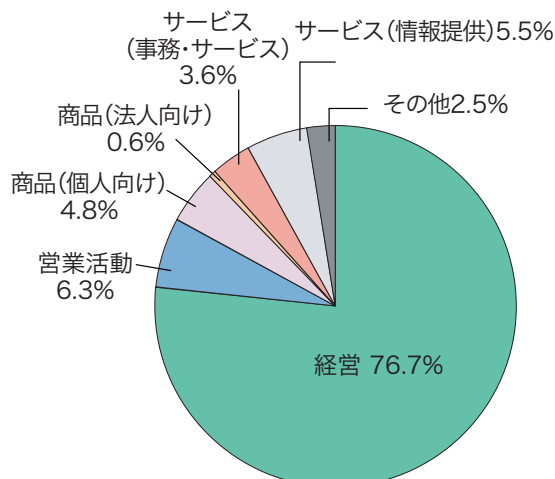
総代会

総代会は相互会社の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、定款変更、取締役・監査役の選任等、会社の重要事項に関する審議・決議が行われます。総代の定数は平成20年4月1日の段階では179名でしたが、総代会の審議機能の充実を目的として順次定数を増やした結果、平成20年12月1日現在、195名となりました。

総代会の審議をより充実させるためには、総代に当社の経営・事業活動について十分にご理解いただく必要があります。当社は、総代への訪問を通じて、年度決算・上半期業績や「品質保証新宣言」「保険金等支払再検証」「株式会社化の検討」といった経営課題について説明を行うなど、総代会以外の機会においても積極的に経営等に関する情報提供を行っています。併せて、総代から随時経営等に対するご意見等をいただくよう努め、平成19年度には525件のご意見等をいただきました。また「社員」の代表である総代には「社員の声」を広く把握いただき、総代会での審議が「社員」の意思を適切に反映したものとなるよう、お客さま懇談会に積極的に出席いただいています。平成19年度の総代の出席率は76.0%でした(総代175名中133名出席)。なお、総代会・お客さま懇談会における議事・質疑応答の概要および議長説明の様様(動画)等は、当社ホームページにてご覧いただけます。



■総代会



平成19年度総代からの意見等内訳
(総代会における事前質問、議場での質問を除きます)

総代の選出 総代会における意思決定は、「社員」の意思がより広く適切に反映される必要があります。そのため、総代は幅広い層の中から、地域・職業・年齢・性別等のバランスを考慮し、公正な手続きを経て選出されています。また、お客さま懇談会出席者の中からも総代が選出されています。

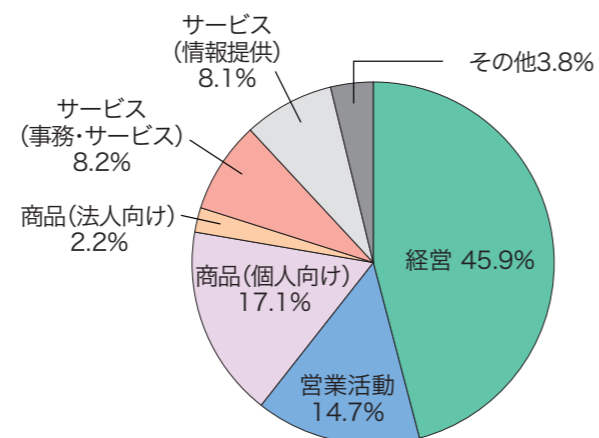
総代の選出にあたっては、会社から独立した機関である「総代候補者選考委員会」が公正な立場で総代候補者を選考しています。同委員会は、社員の中から総代会で選任された総代候補者選考委員（10名以内）で構成されています。総代候補者は改選区の「社員」による社員投票（信任投票）を経て、総代として選出されます。社員投票の際、総代候補者の推薦理由等、総代候補者に関わる情報開示を充実させるなど、総代選出手続きの透明性・公正性の向上に努めています。

お客さま懇談会 第一生命では、毎年全国で「お客さま懇談会」（以下、「懇談会」）を開催しています。懇談会には、当社役員が出席し、ご契約者に当社の事業活動を報告するとともに、業務の改善やサービスの向上に向けてご契約者からご意見・ご要望を直接お聞きしています。平成19年度は、平成20年1月から3月にかけて全国で開催し、総代133名を含む2,586名の方々にご出席いただき、「株式会社化の検討」、「保険金等支払再検証」、「社会貢献活動」、「ご契約者への情報提供」、「高齢化社会に対応した商品開発」、「ご契約のしおり・約款・パンフレット」などに関する数多くのご意見・ご要望をいただきました。

また懇談会でいただいたご意見・ご要望は、総代会でも報告し、ご契約者の「声」が総代会の審議に反映されるよう努めています。



■お客さま懇談会



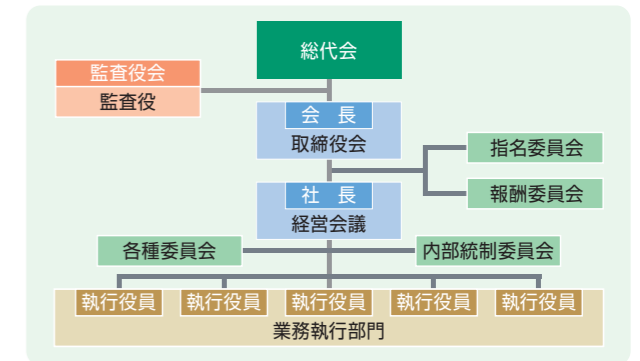
平成19年度お客さま懇談会での主な意見等内訳(総意見数2,868件)

評議員会 経営の適正を期するため、当社からの諮問および当社経営について意見具申等を行う機関として、「評議員会」を設置しています。評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員（15名以内）で構成されています。評議員会は年3回開催され、平成19年度は、「保険金等支払管理態勢の強化」「株式会社化の検討」等について、審議が行われました。

経営管理体制

第一生命は、経営の重要な意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化するため執行役員制度を導入しています。取締役会は、経営の重要な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行います。執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が定める分担に従って業務を執行します。また、社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を開催し、経営上の重要事項を審議します。

経営の透明性を高めるために、取締役選任候補者の適格性を確認する指名委員会と取締役・執行役員の報酬制度等について審議する報酬委員会を設置しています。監査役は取締役会・経営会議への出席、部門へのヒアリング等を通じ、各役員の職務執行、当社および子会社のコンプライアンス・リスク管理の対応状況等の内部統制態勢の監査を行うとともに、監査役会にて監査に関する重要事項について協議します。



取締役: 11名(うち社外取締役2名)
執行役員: 24名(うち取締役との兼務者7名)
監査役: 5名(うち社外監査役3名) (平成20年10月1日現在)

情報開示

第一生命は、社会・お客さまに対して情報を積極的に開示し、経営の透明性を高め、正確に認識・判断していただくことが、重要なコーポレート・ガバナンス強化策と考えています。「情報開示基本方針」を取締役会で策定するとともに、不適切な事象が発生した場合の公表について適時・適切に判断するための社内規定を定めています。

情報開示基本方針

- 当社の経営・財務等に関する情報で、社会・お客さまにとって重要と判断される情報について、適時・適切に情報開示を行う。
- 情報開示に際しては、ディスクロージャー誌、CSRレポート、ニュースリリース、ホームページ等を通じ、社会・お客さまに対して公平に情報が伝達されるよう、留意する。
- 危機管理上、不適事象等については、社会・お客さまへの影響度、発生原因と当社の責任度合い、当該不適事象の収束対応状況等を総合的に勘案し、適時・適切に情報開示を行う。

情報開示の実績と主な事案(平成19年度下半期～平成20年度上半期)

保険金等のお支払いに関する調査結果、業務改善計画の公表

平成19年10月5日: 総力を挙げて保険金等のお支払いに関する実態把握を行い、その調査結果について金融庁宛報告しました。
平成20年8月1日: 業務改善命令に基づき、金融庁に業務改善計画を提出しました。

株式会社化、新中期経営計画の公表

平成20年3月27日: 株式会社化および上場に関する方針決定について公表しました。
平成20年8月18日: 品質保証と生産性向上による成長への基盤固め、資本効率の向上、株式会社化・上場の完遂等を旨とする新中期経営計画「Value up 2010」を策定し、公表しました。

業績開示の充実

平成20年5月30日: 平成19年度決算より、株主に帰属する企業価値を示す指標のひとつであるエンベディッド・バリュー(EV)を開示しています。

平成20年8月18日: 平成20年度より、四半期報告を開示しています。

詳しくは当社ホームページに掲載のニュースリリースをご覧ください。 [第一生命ホームページ http://www.dai-ichi-life.co.jp/](http://www.dai-ichi-life.co.jp/)